

農業委員と農地利用最適化推進委員が 決定しました

平成28年4月1日に新たな農業委員会法が施行され、市町村長が議会の同意を得て農業委員会委員を任命する制度に改正されました。

これを受けて、任期満了に伴い7月20日に14人の新たな湖南省農業委員会委員が任命されました。

また、新たに担い手への農地集積や遊休農地対策、新規参入の強化をするため農地利用最適化推進委員が設置され、農業委員会会長から8人の委員に委嘱されました。

今後3年間にわたり活動していただく委員は次の皆さんです(敬称略)。



▲総会の様子

会長 服部 仁
職務代理者(副会長) 小島 孝市

農業委員(議席番号順)

奥村 みつ子	上西 一 嗣
荻原 一 男	上田 和 子
森田 幹 雄	上西 佐喜夫
青木 幸 男	服部 仁
小島 孝 市	坂田 清 美
坂 良 一	加藤 伸 造
山中 清 伸	高畑 守

農地利用最適化推進委員(届出順)

内堀 義 雄	谷口 忠 一
谷口 照 雄	竹内 平一郎
中村 由 樹	芦田 吉 夫
千代 茂 喜	兜 忠 男

問農業委員会事務局(東庁舎)

☎71・2362 FAX72・7964

家主は契約書に「明け渡し後の室内建具・ふすま・壁紙などの破損・汚れは一切賃借人の負担において原状に回復する」とあると主張し、話し合いにならなかったため、裁判になりました。裁判所はこの条項があるからと言って、借り手は住み始めた当時の状態に回復する義務はなく、通常の状態で使用した場合に生じる自然損耗は家賃に含まれ、借り手は通常でない使用をしたために発生した場合の損害の回復について負担すればよいと判断しました。冷蔵庫背面の壁の黒ずみや家具跡、畳の擦れた跡は自然損耗であると判断し、借り手の請求がほぼ認められました。契約内容に沿った取り扱いが原則です。

先月、8年間住んだ賃貸住宅を退去した。最近、精算書面が届き、クロスとクッションフロアの張替費用などで敷金30万円が一切返金にならないとわかった。

消費者
悩みの相談室

原状回復義務

入居時の状態に戻す必要はありません

が、契約書の条文があいまいだったり問題があるような場合は、国土交通省のガイドラインを参考に話し合ってください。ガイドラインではタバコのヤニや臭い、風呂や洗面・トイレの水あか・カビなどは借り手負担とされています。話し合いでの解決が難しい場合には、簡易裁判所の少額訴訟や民事調停を利用する方法もあります。

消費者講座工場見学

参加者募集

(株)ファンケル美健滋賀工場(日野町)で生産工程を見学し、原材料や環境対策について説明を受けます。お土産もあります。

■日時 10月11日(水)
午後1時～3時30分

※市役所東庁舎に集合して行きます。

■定員 20人

■申込方法 電話で問へ。

問消費生活センター(東庁舎)

☎71・2360
FAX72・3788